別　記　Ⅱ

開発行為に関する協定書(例)

環境保全協定書（例）

　○○市（町・村）長（以下「甲」という。）と申請者　　　　　　（以下「乙」という。）とは、

山形県林地開発許可制度実施要綱の規定により、次のとおり環境保全に関する協定を締結する。

（事業の内容）

第1条　乙が行う次の事業については、この協定の定めるところにより、信義誠実の原則に従い実施するものとする。

　(1)　事業地

　(2)　事業名

　(3)　事業規模

（事業実施上の責務）

第2条　乙は、前条の規定による事業（以下「開発事業」という。）の実施にあたっては別記に掲げる事項について履行するものとする。

（報告及び調査）

第3条　甲は、乙が行う事業の実施状況について、乙に対し必要な報告を求め又は甲の職員に乙の事業地に立入り、必要な調査をさせることができるものとする。

（管理上の責務）

第4条　乙は、開発事業の施行中及び完成後における開発事業の区域（以下「開発区域」という。）の全体及び同区域内に存する施設については、被害・災害等が発生しないよう、維持管理するものとする。

（用途変更の禁止）

第5条　乙は、開発行為によって造成した○○○を、開発目的以外の用途に供しないものとする。

（事業の譲渡又は承継）

第6条　乙は、開発事業、開発区域の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合においては、あらかじめ、甲に協議し、その同意を得るものとし、被譲渡人又は承継人に対し、この協定を遵守させるものとする。

（疑義の解決等）

第7条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、そのつど、すみやかに甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市（町・村）長　　氏　名

乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

別記　記載例

（開発行為の目的）

○森林の伐採

　(1)　森林の伐採は、開発区域及びその周辺の区域における自然環境に支障を及ぼすことのないよう慎重に行うこと。

　(2)　皆伐地区にあっては、低層木及び下草等の地被をできる限り残存させること。

○緑地の保存等

　(1)　現存する植生は、極力保存して利用すること。この場合樹林地又は独立木として利用価値のあるものは、緑地の一環として有効に利用すること。

　(2)　開発地区内には、森林、公園、緑地等を○○パーセント以上確保すること。

　(3)　開発区域の主要幹線路には、街路樹等を植栽し沿道緑化に努めること。

　(4)　開発区域周縁部には、植樹又は現存する植生を残存することにより、緩衝地帯の造成に努めること。

○土砂流出の防止等

　(1)　切土及び盛土の量は、必要最小限にとどめるとともに残土の処理にあたっては、自然環境を損なわないよう処理すること。

　(2)　えん堤、沈砂池等の施設の設置を先行させ、切土、盛土又は捨土は下流に対する安全を確認した上で行うこと。

(3)　強雨時、台風時又は融雪時には土工事を行わないこと。

　(4)　切土及び盛土法面の安定を図り土砂流出防止等に努めること。

○環境汚染の防止

　　開発区域内において生ずる排水又は廃棄物の処理については、適切な環境衛生施設を整備し、生活環境及び自然環境の保全上支障のないよう万全を期すること。

○権利の譲渡

開発事業又は開発区域の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡する場合は、あらか

じめ協議し同意を得ること。

※項目は、開発目的や地域の実情に応じて、追加又は省略するものとする。

別　記　Ⅲ

残置森林等の維持管理に関する協定書(例)

残置森林等の維持管理に関する協定書　（例）

　○○市（町・村）長（以下「甲」という。）と申請者　　　　　　（以下「乙」という。）とは、

山形県林地開発許可制度実施要綱の規定により、次のとおり残置森林等の維持管理に関する協定を締結する。

（残置森林等の維持管理）

１　残置森林等は、計画に基づき善良に維持管理するものとする。

（地域森林計画の遵守）

２　残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行うものとする。

（造林の実施）

３　残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には現地に適合した樹種を適切に植栽するものとする。

（保育の実施）

４　残置森林等のうち、造林した森林又は緑地については、活着するまでの間散水等の措置を講ずるものとする。その他、下刈、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業で管理するものとする。

（立木の伐採）

５　残置森林等の立木を伐採する場合は、乙が甲に協議するものとする。

（維持管理計画書）

６　乙は開発行為完了時に、残置森林等の維持管理計画書を作成し、甲に提出するものとする。

　　なお、計画に変更を生じた場合はそのつど、変更計画書を乙が甲に提出するものとする。

（誓約事項の承継）

７　残置森林等の所有権、その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、その誓約事項を当該権利者に承継するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市（町・村）長　　氏　名

乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名